

市川市地域防災計画（震災編） 新旧対照表

ページ	修正箇所	現行	修正後
2	防災体制における基本的な用語 2 災害時の体制に関する用語	医療救護所 一般社団法人市川市医師会等の協力によって、市内で <u>最大 15 箇所（拠点救護所 8 箇所、第 2 次開設救護所 7 箇所）</u> に開設される応急医療活動の拠点	医療救護所 一般社団法人市川市医師会等の協力によって、市内で <u>6 箇所</u> に開設される応急医療活動の拠点
同上	同上	避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所（市内に <u>123 箇所</u> を指定）	避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所（市内に <u>121 箇所</u> を指定）
同上	同上	避難所 市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に <u>89 箇所</u> を指定）	避難所 市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に <u>88 箇所</u> を指定）
同上	防災体制における基本的な用語 3 その他本市の体制に関する用語	（新規）	<u>被災宅地危険度判定土</u> <u>発災直後から被災宅地の危険度判定を実施する。</u>
同上	同上	災害時支援協定市区町村 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（ <u>8 市 2 区 2 町 2 村</u> ）等の協定がある。	災害時支援協定市区町村 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（ <u>9 市 2 区 2 町 2 村</u> ）等の協定がある。

ページ	修正箇所	現行	修正後
3	防災体制における基本的な用語 4 防災に関する用語	(新規)	<u>がけ崩れ警戒区域</u> ○ <u>崖崩れの崩壊による災害発生の未然防止や、崩壊防止対策を進めるとともに災害時には迅速な情報伝達体制と避難誘導を実施する。</u>
同上	同上	(新規)	<u>土砂災害警戒区域</u> ○ <u>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。</u>
同上	同上	(新規)	<u>土砂災害特別警戒区域</u> ○ <u>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著し危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。</u>
同上	同上	(新規)	<u>急傾斜地崩壊危険区域</u> ○ <u>急傾斜地の崩壊が発生した場合に、崩壊により危害が生ずるおそれのあるもの、およびこれに隣接する土地の区域で、急傾斜地崩壊対策事業を実施するとともに、一定の行為が制限される。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
7	第1章 第4節 第2 他の計画との関係	本計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。 	本計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。 また、市政運営の根本となる市川市総合計画や、発災前の施策を対象に、どのような大規模災害が発生しても、被害の最小化を推進していく市川市国土強靱化地域計画に基づき実施する施策と整合を図るものとする。
14	第1章 第7節 第4 人口特性	本市の人口は、令和2年3月31日現在、 <u>491,821</u> 人である。	本市の人口は、令和4年3月31日現在、 <u>491,545</u> 人である。 <u>図差し替え</u>
25	第2章 計画の主旨	・応急危険度判定 _____ への対応体制の整備	・応急危険度判定・被災宅地危険度判定への対応体制の整備
27	第2章 第1節 第1 地盤災害防止対策	1 崖、擁壁等の崩壊防止（略） また、市内には、 <u>88箇所の崖崩れ警戒区域が把握されており、それらの崖地についても崩壊防止対策を進めている。なお、土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、市内には指定されていない。</u>	1 崖、擁壁等の崩壊防止（略） 令和4年4月1日現在、市内には <u>88箇所のがけ崩れ警戒区域が把握されており、うち55箇所が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている。これらの崖地についても崩壊防止対策を進めている。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
28	第2章 第1節 第2 建築物の不燃化・耐震 化	(2) 民間建築物の安全化（被災市街地対応本部） 「市川市耐震改修促進計画」に基づき、 <u>住宅及び特定建築物（学校、病院、百貨店、事務所等）の所有者に対して、耐震化を促進させる施策を推進し、令和2年度における耐震化率95%以上を目指す。</u>	(2) 民間建築物の安全化（被災市街地対応本部） 「市川市耐震改修促進計画」に基づき、 <u>耐震化を促進させる施策を推進し、令和7年度までに、耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標とする。</u>
30	第2章・第1節・第3 土木・ライフライン施設の 安全化	(1) 道路施設（被災市街地対応本部、首都高速道路株式会社） ア 一般道路の安全化 地震による路面のさく裂や陥没等を防ぐために、道路の舗装改修の実施計画の策定及びその実施や防災上重要な路線の幅幅_____等の対策を図る。	(1) 道路施設（被災市街地対応本部、首都高速道路株式会社） ア 一般道路の安全化 地震による路面のさく裂や陥没等を防ぐために、道路の舗装改修の実施計画の策定及びその実施や防災上重要な路線の幅幅、 <u>無電柱化</u> 等の対策を図る。
33	第2章 第1節 第5 防災拠点施設・空間の 整備	2 現地災害対策本部等の整備（略） 医療救護所 応急医療活動の拠点。市川市医師会等の協力により、 <u>最大15箇所</u> に設置する。	2 現地災害対策本部等の整備（略） 医療救護所 応急医療活動の拠点。市川市医師会等の協力により、 <u>6箇所</u> に設置する。
同上	第2章 第1節 第5 防災拠点施設・空間の 整備	2 現地災害対策本部等の整備（略） 避難場所 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>121</u> 箇所 ○津波 <u>121</u> 箇所 ○江戸川 氾濫 <u>104</u> 箇所 ○内水・真間川氾濫 <u>111</u> 箇所 ○高潮 <u>121</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>89</u> 箇所	2 現地災害対策本部等の整備（略） 避難場所 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 <u>119</u> 箇所 ○津波 <u>119</u> 箇所 ○江戸川 氾濫 <u>102</u> 箇所 ○内水・真間川氾濫 <u>109</u> 箇所 ○高潮 <u>119</u> 箇所 ○土砂災害（崖崩れ） <u>88</u> 箇所

ページ	修正箇所	現行	修正後
33	第2章 第1節 第5 防災拠点施設・空間の 整備	2 現地災害対策本部等の整備（略） 避難所 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 89箇所 ○津波 89箇所 ○江戸川氾 濫 89箇所 ○内水・真間川氾濫 89箇所 ○高潮 89箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 70箇所	2 現地災害対策本部等の整備（略） 避難所 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 88箇所 ○津波 88箇所 ○江戸川氾 濫 85箇所 ○内水・真間川氾濫 86箇所 ○高潮 88箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 70箇所
同上	同上	要配慮者のために指定・開設する避難所（46施 設）	要配慮者のために指定・開設する避難所（45施 設）
同上	同上	2 現地災害対策本部等の整備（略） 防災倉庫 市内 14箇所及び小・中学校（55校） _____に設置している。	2 現地災害対策本部等の整備（略） 防災倉庫 市内 14箇所及び小・中学校（53校）、義務教育 学校（1校）に設置している。
34	同上	3 防災拠点施設等の機能整備（略） (3) 自家用発電機の整備_____	3 防災拠点施設等の機能整備（略） (3) 自家用発電機の整備（太陽光発電設備や蓄 電池等の自立・分散型エネルギーの導入）

ページ	修正箇所	現行	修正後
37	第2章 第2節 第2 協力体制の整備	1 関係機関との協力体制の整備（略） <u>（新規）</u>	1 関係機関との協力体制の整備（略） <u>（4）被災市区町村応援職員確保システム（総務省）の活用</u> 大規模災害が発生した場合には、被災住民の生活再建等を支援するため、避難所運営や罹災証明書の交付等について迅速・的確な対応が求められる。 被災市区町村において、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に備え、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する「被災市区町村応援職員確保システム（総務省）」の活用を検討する。
38	同上	(2) 市内ボランティア団体との連携 令和2年4月1日現在、市内に368のボランティア団体が把握されており、そのうち94団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。	(2) 市内ボランティア団体との連携 令和4年4月1日現在、市内に368のボランティア団体が把握されており、そのうち74団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。
40	第2章・第2節・第4 消防・救助体制の整備	消防本部では、震災時の消防組織体制を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備えて、応援協定や「 <u>市川市消防局広域応援計画及び受援計画</u> 」の策定等も行っている。	消防本部では、震災時の消防組織体制を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備えて、応援協定や「 <u>市川市消防局広域応援出動計画及び市川市消防局広域応援受援計画</u> 」の策定等も行っている。

ページ	修正箇所	現行	修正後
40	第2章・第2節・第4 消防・救助体制の整備	3 消防用資器材等の増強・配置（災害対応事務局、消防本部） 震災時に想定されている大規模火災等に対応するため、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等も利用できるよう、国の「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）」により、消防用資器材等の増強・配置を推進する。	3 消防用資器材等の増強・配置（災害対応事務局、消防本部） 震災時に想定されている大規模火災等に対応するため、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等も利用できるよう、国の「第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～令和7年度）」により、消防用資器材等の増強・配置を推進する。
41	第2章 第2節 第5 応急医療体制の整備	震災時の応急医療活動に必要な資機材等を確保するため、一般社団法人市川市医師会等との協議に基づいて、市内15箇所の医療救護所において、資機材の備蓄及び医薬品の備蓄が完了している。	震災時の応急医療活動に必要な資機材等を確保するため、一般社団法人市川市医師会等との協議に基づいて、6箇所の医療救護所において、資機材の備蓄及び医薬品の備蓄が完了している。
44	第2章 第2節 第7 避難体制の整備	2 応急避難体制の整備（略） (1) 避難勧告・避難指示（緊急）発令のための手順整理 （略） (4) 避難勧告等の伝達方法の充実	2 応急避難体制の整備（略） (1) 避難情報発令のための手順整理（略） (4) 避難情報の伝達方法の充実

ページ	修正箇所	現行	修正後
45	第2章 第2節 第7 避難体制の整備	<p>3 避難所の開設及び運営体制の整備（略） <u>（新規）</u></p> <p><u>（3）ペット対策</u> ペット同行避難者を受け入れる体制を整備する。</p>	<p>3 避難所の開設及び運営体制の整備（略）</p> <p><u>（3）感染症対策</u> <u>避難所で感染症が蔓延しないよう、感染症対策に配慮した避難所体制を整備するため、以下の対策等について検討する。また、市川健康福祉センターと連携し、自宅で療養する感染症患者等の情報を必要に応じて共有するとともに、発災時の避難方法や搬送方法等についての体制を整備する。</u> <u>ア、避難の在り方（分散避難や在宅避難など）に関する周知</u> <u>イ、一部の避難所に避難者が集中することのないよう、必要に応じて多数の避難所を開設</u> <u>ウ、衛生用品や間仕切り等、感染症対策に効果的な物資の備蓄</u></p> <p><u>（4）ペット対策</u> ペット同行避難者を受け入れる体制を整備する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
45	第2章 第2節 第7 避難体制の整備	<p>(3) ペット避難所の<u>優先開設場所候補地</u> 「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、<u>優先して開設可能なペット避難所を定める。</u></p> <p>(4) 動物の救助及び保護体制の整備 逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。 また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、<u>_____</u>、<u>_____</u>、名札等のペットへの装着について周知に努める。</p>	<p>(3) ペット避難所の<u>開設場所</u> 「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、<u>小学校等の避難所に開設する。</u></p> <p>(4) 動物の救助及び保護体制の整備 逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。 また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、<u>マイクロチップ</u>、名札等のペットへの装着について周知に努める。</p>
47	第2章 第2節 第8 要配慮者支援対策	<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(8) 個別避難計画の作成促進（被災生活支援本部）</u> <u>避難行動要支援者が円滑かつ迅速な避難ができるよう、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した「個別避難計画」の作成を促す。</u></p>
同上	同上	<p>(8) <u>避難勧告等の情報伝達（略）</u> 速やかに「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示（緊急）</u>」等の情報を伝達する。</p>	<p>(9) <u>避難情報の伝達（略）</u> 速やかに<u>避難情報</u>を伝達する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
48	第2章 第2節 第8 要配慮者対策	子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部、災害対応事務局） 「BJ☆Project」の活動を踏まえ、避難所運営体制の検討や備蓄の充実、トイレ対策等の災害への備えを実施する。	子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部、災害対応事務局） 「BJ☆Project」による活動で得られた知見等に基づき、避難所運営における多様性への配慮についても検討する。
52	第2章 第2節 第10 生活関連物資等の確保 及び調達体制の整備	3 生活必需品等の確保（略） (2) 生活必需品・資器材の備蓄 生活必需品等については、家屋の倒壊、焼失等で生活必需品等を失った市民のうちの高齢者、乳幼児等の要配慮者用を優先して備蓄を進めている。現在は、生活必需品・資器材（概ね1,000人分）として市立小中学校 55校 _____ に備蓄し、定期的に更新している。	3 生活必需品等の確保（略） (2) 生活必需品・資器材の備蓄 生活必需品等については、家屋の倒壊、焼失等で生活必需品等を失った市民のうちの高齢者、乳幼児等の要配慮者用を優先して備蓄を進めている。現在は、生活必需品・資器材（概ね1,000人分）として市立小中学校 53校、義務教育学校 1校に備蓄し、定期的に更新している。
同上	同上	3 生活必需品等の確保（略） _____ _____ _____	3 生活必需品等の確保（略） (3) 衛生用品の備蓄 <u>避難所で感染症が蔓延することのないよう、衛生用品を備蓄していく。</u>
63	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	1 災害対策本部の開設 表中の「災害対策本部の設置場所」 <u>仮本庁舎</u> 災害情報収集室及び委員会室 代替施設（ <u>仮庁舎</u> が使用不可の場合）	1 災害対策本部の開設 表中の「災害対策本部の設置場所」 <u>第1庁舎</u> 災害情報収集室及び委員会室 代替施設（ <u>第1庁舎</u> が使用不可の場合）

ページ	修正箇所	現行	修正後
63	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	2 本部－拠点体制（略） 災害対策本部の開設場所である <u>仮本庁舎</u> （災害情報収集室及び委員会室）には、本部会議及び災害対応事務局を設置するものとし、各対応本部はそれぞれのマニュアルに基づいて各班を設置し、応急対策活動を実施する。	2 本部－拠点体制（略） 災害対策本部の開設場所である <u>第1庁舎</u> （災害情報収集室及び委員会室）には、本部会議及び災害対応事務局を設置するものとし、各対応本部はそれぞれのマニュアルに基づいて各班を設置し、応急対策活動を実施する。
64	同上	《各対応本部長》 行徳本部 第1順位…行徳支所長 第2順位… <u>行徳支所次長</u> 第3順位… <u>行徳支所総務課長</u>	《各対応本部長》 行徳本部 第1順位…行徳支所長 第2順位… <u>行徳支所理事</u> 第3順位… <u>行徳支所次長</u>
65	同上	《災害班》 災害5班 第1順位…経済部長 第2順位… <u>経済部次長</u> 第3順位… <u>班長の指名する者</u> 災害6班 第1順位…行徳支所長 第2順位… <u>行徳支所次長</u> 第3順位… <u>班長の指名する者</u>	《災害班》 災害5班 第1順位…経済部長 第2順位… <u>経済政策課長</u> 第3順位… <u>班長の指名する者</u> 災害6班 第1順位…行徳支所長 第2順位… <u>行徳支所理事</u> 第3順位… <u>行徳支所次長</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
66	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	本部会議構成員 教育長 (略) 企画部長 _____ _____ 財政部長 (略) 水と緑の部長 _____ 消防団長	本部会議構成員 教育長 (略) 企画部長 <u>中核市準備担当理事</u> <u>DX 担当理事</u> 財政部長 (略) 水と緑の部長 <u>行徳支所機能向上担当理事</u> 消防団長
67	同上	本市の災害対応体制及び所掌事務 災害対応事務局 <u>避難勧告等の発令準備に関すること</u>	本市の災害対応体制及び所掌事務 災害対応事務局 <u>避難情報の発令準備に関すること</u>
68	同上	被災市街地対応本部（所掌事務） (略) ➤ 被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の 応急確保に関すること ➤ _____ _____ ➤ 崖や河川、海岸等の巡視・監視及び避難に係る意見具申に関 すること (略) ➤ 清掃に関すること ➤ _____ ➤ 災害廃棄物処理に関すること	被災市街地対応本部（所掌事務） (略) ➤ 被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の 応急確保に関すること ➤ <u>応急危険度判定本部及び被災宅地危険度判定本部の開設・ 運営に関すること</u> ➤ 崖や河川、海岸等の巡視・監視及び避難に係る意見具申に関 すること (略) ➤ 清掃に関すること ➤ <u>環境汚染の防止に関すること</u> ➤ 災害廃棄物処理に関すること

ページ	修正箇所	現行	修正後
68	第3章 第1節 第1 活動体制の確立	行徳本部（責任者） ①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③支所総務課長	行徳本部（責任者） ①行徳支所長 ②行徳支所機能向上担当理事 ③行徳支所次長
69	同上	業務継続班（責任者）（担当部局） ①企画部長 ②企画部次長 ③行政経営課長 ●行政経営課 帰宅困難者・外国人対応班（責任者） ①観光部長 ②観光部次長 ③観光政策課長	業務継続班（責任者）（担当部局） ①企画部長 ②中核市準備担当理事 ③DX 担当理事 ●行政経営・DX 課 帰宅困難者・外国人対応班（責任者） ①観光部長 ②観光政策課長
74	第3章 第1節 第2 職員の参集・配備	[災害対策本部体制における各職員の基本的な参集・配備場所] ① 本部会議の構成職員 仮本庁舎 ② 災害対応事務局担当職員 仮本庁舎 ③ 消防本部担当職員 消防庁舎 ④ 医療本部担当職員 仮本庁舎 ⑤ 被災生活支援本部担当職員 仮本庁舎 ⑥ 被災市街地対応本部担当職員 仮本庁舎 ⑦ 行徳本部担当職員 行徳支所 ⑧ 災害班担当職員 各施設	[災害対策本部体制における各職員の基本的な参集・配備場所] ① 本部会議の構成職員 第1庁舎 ② 災害対応事務局担当職員 第1庁舎 ③ 消防本部担当職員 消防庁舎 ④ 医療本部担当職員 第1庁舎 ⑤ 被災生活支援本部担当職員 第1庁舎 ⑥ 被災市街地対応本部担当職員 第1庁舎 ⑦ 行徳本部担当職員 行徳支所 ⑧ 災害班担当職員 各施設

ページ	修正箇所	現行	修正後
79	第3章 第1節 第4 災害救助法の適用手続	<p>表</p> <p>「災害救助法」による救助の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置（本市） ・応急仮設住宅の供与（千葉県） ・炊き出しその他による食品の給与（本市） ・飲料水の供給（本市） ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（本市） ・医療（千葉県） ・助産（千葉県） ・災害にかかった者の救出（本市） ・災害にかかった住宅の応急修理（本市） ・学用品の供与（本市） ・埋葬（本市） ・死体の搜索（本市） ・死体の処理（千葉県） ・障害物の除去 ・輸送費及び賃金職員等雇上費 ・実費弁償 	<p>表</p> <p>「災害救助法」による救助の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置（_市） ・応急仮設住宅の供与（__県、_市） ・炊き出しその他による食品の給与（_市） ・飲料水の供給（_市） ・被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（_市） ・医療・助産（_市） ・_____ ・被災者の救出（_市） ・住宅の応急修理（_市） ・学用品の供与（_市） ・埋葬（_市） ・死体の搜索・処理（_市） ・_____ ・障害物の除去（_市） ・_____ ・_____

ページ	修正箇所	現行	修正後
103	第3章 第3節 第4 応急医療活動の実施	<p><行動計画></p> <p>1 医療活動</p> <p>(1)応急医療体制の確立（略）</p> <p>イ 震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>本市域で震度6弱の地震が発生した場合は、医療本部の指示により、<u>第1段階</u>として<u>8箇所</u>の拠点医療救護所を開設するものとし、医療救護所の開設担当職員は、直ちにあらかじめ定められた医療救護所に参集・配置し、医療救護所の開設に努めるものとする。なお、震度6強以上の地震の際は、<u>拠点</u>医療救護所を自動開設する。</p>	<p><行動計画></p> <p>1 医療活動</p> <p>(1)応急医療体制の確立（略）</p> <p>イ 震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>本市域で震度6弱の地震が発生した場合は、医療本部の指示により、<u>6箇所</u>の医療救護所を開設するものとし、医療救護所の開設担当職員は、直ちにあらかじめ定められた医療救護所に参集・配置し、医療救護所の開設に努めるものとする。なお、震度6強以上の地震の際は、医療救護所を自動開設する。</p>
107	第3章 第3節 第5 避難情報の発令	<p>第5 <u>避難勧告等</u>の発令</p> <p><基本方針></p> <p>1. （略）状況に応じて、市長が<u>避難勧告等</u>を行う。</p> <p><体制（図）></p> <p>災害対応事務局</p> <p>○<u>避難勧告</u>・指示、解除</p>	<p>第5 <u>避難情報</u>の発令</p> <p><基本方針></p> <p>1. （略）状況に応じて、市長が<u>避難情報の発令</u>を行う。</p> <p><体制（図）></p> <p>災害対応事務局</p> <p>○<u>避難指示</u>、解除</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
108	第3章 第3節 第5 避難情報の発令	<p>3 <u>避難勧告等の発令</u>（略）</p> <p>(1) <u>避難勧告・避難指示（緊急）の発令</u></p> <p>津波や延焼火災、崖崩れ等の二次災害が発生するおそれがある場合、市民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するため、市民等に対して状況に応じた適切な<u>避難勧告・指示</u>を行う。</p> <p><u>避難勧告等の発令</u>にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。</p> <p><u>避難勧告</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難行動の開始を促す場合</u> ・<u>居住者に立ち退きを勧め促すもの</u> <p><u>避難指示（緊急）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに避難行動をとる必要がある場合 ・<u>避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものではない</u> <p>(2) <u>避難勧告・避難指示（緊急）の実施者</u></p> <p><u>避難勧告・指示</u>を発すべき権限のある者は、各法律によって次のように定められているが、市長を中心として、相互に連携をとりながら実施する。</p>	<p>3 <u>避難情報の発令</u>（略）</p> <p>(1) <u>避難指示の発令</u></p> <p>津波や延焼火災、崖崩れ等の二次災害が発生するおそれがある場合、市民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するため、市民等に対して状況に応じた適切な<u>避難情報の発令</u>を行う。</p> <p><u>避難情報の発令</u>にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言をを求めることができる。</p> <p><u>避難指示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに避難行動をとる必要がある場合 ・強制するものではない <p>(2) <u>避難指示の実施者</u></p> <p><u>避難指示</u>を発すべき権限のある者は、各法律によって次のように定められているが、市長を中心として、相互に連携をとりながら実施する。</p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
109	第3章 第3節 第5 避難情報の発令	<p>(3) <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>発令の流れ</p> <p>ア 災害対応事務局及び被災市街地対応本部は、二次災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要が認められる地域を選定し、市長に報告する。</p> <p>イ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）を行う。ただし、災害の発生により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、市長が実施すべき立退きの<u>勧告又は指示</u>に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。</p> <p>ウ <u>避難勧告等</u>を行う場合には、避難対象地域や避難勧告等の発令理由等の事項を明らかにして、対象地域の市民等に伝達・周知する。</p> <p>エ 市長による<u>避難勧告等</u>が行われた場合、災害対応事務局及び広報班は、直ちに、防災行政無線（同報無線）等を通じて<u>避難勧告等</u>を周知し、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に<u>避難勧告等</u>の周知・徹底を指示する。</p> <p>オ 災害班及び小学校区防災拠点は、地区内の避難場所をはじめ各施設・機関の協力を得ながら、対象地域の市民等に<u>避難勧告等</u>を周知・徹底する。</p> <p>（略）</p> <p>ケ 市長は、<u>避難勧告等</u>を行ったときには、知事にその</p>	<p>(3) <u>避難情報</u>発令の流れ</p> <p>ア 災害対応事務局及び被災市街地対応本部は、二次災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要が認められる地域を選定し、市長に報告する。</p> <p>イ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して<u>避難指示</u>を行う。ただし、災害の発生により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。</p> <p>ウ <u>避難指示</u>を発令する場合には、避難対象地域や発令理由等の事項を明らかにして、対象地域の市民等に伝達・周知する。</p> <p>エ 市長による<u>避難指示</u>が発令された場合、災害対応事務局及び広報班は、直ちに、防災行政無線（同報無線）等を活用して周知し、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に周知・徹底を指示する。</p> <p>オ 災害班及び小学校区防災拠点は、地区内の避難場所をはじめ各施設・機関の協力を得ながら、対象地域の市民等に<u>避難指示</u>を周知・徹底する。</p> <p>（略）</p> <p>ケ 市長は、<u>避難指示</u>を発令したときには、知事にその</p>

		<p>旨を報告する。</p> <p>コ <u>避難勧告等を行った地域</u>に避難の必要がなくなったときには、市長は、警察機関等との協議の上、<u>避難勧告等</u>を解除し、その旨を公示するとともに知事に対する報告を行う。</p>	<p>旨を報告する。</p> <p>コ <u>避難指示を発令した地域</u>に避難の必要がなくなったときには、市長は、警察機関等との協議の上、<u>避難指示</u>を解除し、その旨を公示するとともに知事に対する報告を行う。</p>
--	--	--	---

ページ	修正箇所	現行	修正後
111	第3章 第3節 第6 危険区域の立入禁止措置	3 建築物応急危険度判定への対応（被災市街地 対応本部） (1) 被災市街地対応本部は、千葉県の支援を受け、応急危険度判定実施本部_____を _____を設置し、応急危険度判定士によって 実施される住宅建築を主な対象とした建築物応急危 険度判定活動、_____よ って実施さ れる崖地近接宅地を主な対象とした被災宅地危険度 判定活動を行う。	3 建築物応急危険度判定への対応（被災市街地 対応本部） (1) 被災市街地対応本部は、千葉県の支援を受け、応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度 判定実施本部を設置し、応急危険度判定士によって 実施される住宅建築を主な対象とした建築物応急危 険度判定活動、被災宅地危険度判定士よ って実施さ れる崖地近接宅地を主な対象とした被災宅地危険度 判定活動を行う。
113	第3章 第4節 第1 避難所の開設・運営	<u>(新規)</u>	<u>(2) 感染症対策（被災生活支援本部、小学校区 防災拠点）</u> <u>ア 避難者に対し、避難所では基本的な感染対策を 実施するよう周知を図る。</u> <u>イ 避難所の受付では、健康状態の確認（検温な ど）を行うとともに、アルコール消毒の設置やマスクの配 布等を行う。</u> <u>ウ 避難所の受付または避難所内で、体調不良等が 発生した場合を想定し、予め、避難所内に体調不良 等を分けるスペースを確保するとともに、受付から避難 スペースまで移動する際には、一般の避難者と動線が 交わることのないよう整備する。</u> <u>エ 間仕切り（プライベートテント）等を活用し、避難 者間の距離を一定程度確保する。</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
120	第3章 第4節 第4 水、食糧、物資の供給	<p>6 政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要する際、知事は、農林水産省 <u>政策統括官</u> に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。</p> <p>当該米穀を買い受ける場合、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>政策統括官</u>と売買契約を締結した上で、<u>政策統括官</u>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</p>	<p>6 政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要する際、知事は、農林水産省 <u>農産局長</u> に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。</p> <p>当該米穀を買い受ける場合、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>農産局長</u>と売買契約を締結した上で、<u>農産局長</u>と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。</p>
127	第3章 第4節 第8 公共建物の応急対策	<p><行動計画></p> <p>1 公共建物の被災状況の確認（略）</p> <p>① <u>仮本庁舎</u>・消防局庁舎</p> <p>② 消防署所・医療救護所</p>	<p><行動計画></p> <p>1 公共建物の被災状況の確認（略）</p> <p>① <u>第1庁舎</u>・消防局庁舎</p> <p>② 消防署所・医療救護所</p>
148	巻末資料 第1 避難 場所・避難所一覧(1)	<p>避難場所 所在地</p> <p>(略)</p> <p>6 県立国分高校 <u>稲越町 310</u></p> <p>7 稲越小学校 <u>稲越町 518-2</u></p>	<p>避難場所 所在地</p> <p>(略)</p> <p>6 県立国分高校 <u>稲越 2-2-1</u></p> <p>7 稲越小学校 <u>稲越 3-21-8</u></p>

ページ	修正箇所	現行	修正後
150 151	巻末資料 第1 避難 場所・避難所一覧(2)	避難場所 施設名称 <u>49</u> 塩浜学園(前期校舎) <u>50</u> 塩浜学園(後期校舎) <u>51</u> 塩浜市民体育館 (略) <u>122</u> 塩焼2丁目広場 <u>123</u> 全日警ホール(八幡市民会館)	避難場所 施設名称 <u>49</u> 塩浜学園_____ _____ <u>50</u> 塩浜市民体育館 (略) <u>120</u> 塩焼2丁目広場 <u>121</u> 全日警ホール(八幡市民会館)
152	巻末資料 第3 福祉 避難所施設一覧	<u>30</u> ホワイト市川(別館) 二俣530番地 <u>38</u> つばさくらぶ 柏井町4-296-2 <u>46</u> オアゾ市川 稲越町57-1	_____ <u>37</u> らいおんハート 柏井町4-296-2 <u>45</u> オアゾ市川 稲越 <u>1-25-35</u>

ページ	修正箇所	現行	修正後
153	巻末資料 第4 応急 医療活動拠点（1）	<p>拠点医療救護所 <u>8</u> 箇所</p> <p><u>大柏小学校</u></p> <p>国立国際医療研究センター 国府台病院前</p> <p>東京歯科大学市川総合病院前</p> <p><u>中山小学校</u></p> <p>大洲防災公園</p> <p><u>信篤小学校</u></p> <p>行徳総合病院</p> <p><u>広尾防災公園</u></p> <p>第2次開設医療救護所 <u>7</u> 箇所</p> <p><u>宮久保小学校</u></p> <p><u>市川小学校</u></p> <p><u>曾谷小学校</u></p> <p><u>鬼高小学校</u></p> <p><u>妙典小学校</u></p> <p><u>第七中学校</u></p> <p><u>南行徳小学校</u></p>	<p>拠点医療救護所 <u>6</u> 箇所</p> <p>_____</p> <p>国立国際医療研究センター 国府台病院前</p> <p>東京歯科大学市川総合病院前</p> <p><u>大野中央病院前</u></p> <p>急病診療所前（大洲防災公園）</p> <p>_____</p> <p>行徳総合病院前</p> <p><u>東京ベイ・浦安市川医療センター前</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
155	巻末資料 第5 土砂 災害警戒区域等一覧	<u>がけ崩れ警戒区域一覧</u>	<u>土砂災害警戒区域等一覧</u>
157	巻末資料 第6 急傾斜 地崩壊危険区域一覧	<u>(新規)</u>	<u>急傾斜地崩壊危険区域一覧</u>